

創薬ベンチャーエコシステム強化事業／ベンチャーキャピタルの認定（第8回）
 公募説明会 Q&A

No.	質問	回答（AMED）
1. 事業・公募概要		
2. 応募要件・遵守事項等		
1	認定VCは、ファンドを組成して創薬ベンチャーへ資金提供する場合のみが、本制度の対象でしょうか。	ファンドを組成し、そのファンドから創薬ベンチャーへ出資する場合のみが当事業の対象となります。
3. 審査方法・スケジュール等		
2	ヒアリング審査において、対面やオンラインといった参加形式自体は選考に影響しますか。	ヒアリング審査会への参加形式自体は選考に影響しません。ただし、オンライン出席の場合、接続の不具合によるコミュニケーション不調等のために申請者にとって不利が生じる可能性についてはご了承ください。
3	ヒアリング審査をオンライン会議で実施する場合、どのシステムを使用しますか。	WebExを使用いたします。
4. 応募の手続き等		
4	公募HPに掲載されている一部の文書に英語版が無いようです。これらについて、AMEDより新たに提供されますか。	公募HPには、「公募要領」、「VC認定契約書」および「よくある質問（FAQ）」の英訳を参考として掲載していますが、申請資料様式である「申請書（Wordファイル）」および「申請書別添（Excelファイル）」は日本語のみのご提供となります。これら日本語の申請資料様式に日本語または英語で記入ください。なお、これら様式は原本の日本語のままとし、応募者側で英訳したものを使用しないようお願いいたします。
5	上場VCですが、申請書に記載する株主名簿は上位5社程度でよいでしょうか。	可能な限り全ての株主を記載ください。もし少数株主等が多い場合等は、記載する株主の規準を設けていただき、その規準を明記のうえ記載ください。
5. その他		
6	創薬ベンチャーに投資するファンドが複数ある場合、申請書別添の「（別添_3a）活用ファンド」に（単一のファンドではなく）複数のファンドを登録する場合の認定VC側にとってデメリットは考えられますか。	特にデメリットはないと考えています。別々のファンドそれぞれから出資したVBを創薬ベンチャー公募に応募いただくことができます。